

町税等が スマホ決済で納付が できるようになります



種 類	担当課	電話番号
(税金) ・県民税・町民税(普通徴収) ・固定資産税 ・軽自動車税(種別割) ・国民健康保険税	税務課 収納係	☎52-7411
保育所 保育料	住民課 子育て支援係	☎52-7412
後期高齢者医療保険料※	健康福祉課 保険年金係	☎52-7413
町営住宅家賃・駐車場使用料	建設課 管理係	☎52-7414

※後期高齢者医療保険料は、7月1日以降発行の納付書からコンビニ納付及びスマホ決済を開始します。

STEP 1 アプリに マネーチャージ

アプリに電子マネーをチャージします。
(オンラインで提携銀行口座から、もしくはコンビニATMなどで)

STEP 2 バーコードを 読み込む

アプリの「請求書払い」を選択し、カメラで納付書のバーコードを読み込み決済画面に進みます。

STEP 3 支払い完了

支払う金額を確認し、決済すれば支払い完了です。

**領収書は発行
されません**

ご利用可能なスマホ決済アプリ

LINE Pay
請求書支払い

LINE Pay
請求書支払い

**Rakuten
楽天銀行**

楽天銀行コンビニ
支払サービス

au PAY

au PAY
(請求書支払い)

PayPay

PayPay
請求書払い

PayB

Pay B

ゆうちょPay

銀行Pay
(ゆうちょPayなど)

注 意 事 項

- スマホ決済での納付は領収書が発行されません。納付履歴は「利用明細」でご確認ください。領収書が必要な方は、コンビニや金融機関窓口での現金納付をお願いします。特に軽自動車の車検の際は、ご注意ください。(スマホ決済では納税証明書の発行ができない場合があります。)
- コンビニや金融機関の窓口では、電子マネーで納付できません。
- スマホ決済で納付した後に、取り消すことはできません。
- バーコードが読み取れないものや期限が過ぎているものは、利用できません。
- 30万円を超える納付書は利用できません (au PAYは、25万円まで)
- アプリの利用は無料ですが、通信料は自己負担です。
- 各アプリの利用方法は、各アプリのホームページでご確認ください。納付によるポイント付与は、各アプリで異なりますので同じくホームページでご確認ください。